

子発0327第6号

令和2年3月27日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省子ども家庭局長

(公 印 省 略)

「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実施
について」の一部改正について

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）について、
今般、別添のとおり「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・セン
ター事業）実施要綱」の一部改正を行い、令和2年4月1日から適用すること
としたので通知する。

については、管内市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）に対して周知をお
願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実施について（新旧対照表）

新	旧
<p>雇児発 0529 第 17 号 平成 26 年 5 月 29 日</p>	<p>雇児発 0529 第 17 号 平成 26 年 5 月 29 日</p>
<p>一次改正 雇児発 0521 第 14 号 平成 27 年 5 月 21 日</p>	<p>一次改正 雇児発 0521 第 14 号 平成 27 年 5 月 21 日</p>
<p>二次改正 雇児発 0401 第 33 号 平成 28 年 4 月 1 日</p>	<p>二次改正 雇児発 0401 第 33 号 平成 28 年 4 月 1 日</p>
<p>三次改正 雇児発 0403 第 31 号 平成 29 年 4 月 3 日</p>	<p>三次改正 雇児発 0403 第 31 号 平成 29 年 4 月 3 日</p>
<p>四次改正 子 発 0523 第 1 号 平成 30 年 5 月 23 日</p>	<p>四次改正 子 発 0523 第 1 号 平成 30 年 5 月 23 日</p>
<p>五次改正 子 発 0329 第 8 号 平成 31 年 3 月 29 日</p>	<p>五次改正 子 発 0329 第 8 号 平成 31 年 3 月 29 日</p>
<p>六次改正 子 発 0920 第 4 号 令和元年 9 月 20 日</p>	<p>六次改正 子 発 0920 第 4 号 令和元年 9 月 20 日</p>
<p>七次改正 子 発 0327 第 6 号 令和 2 年 3 月 27 日</p>	
<p>各 都道府県知事 殿</p>	<p>各 都道府県知事 殿</p>
<p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 (公 印 省 略)</p>	<p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 (公 印 省 略)</p>

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
の実施について

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
については、今般、別紙のとおり「子育て援助活動支援事業（ファミ
リ－・サポート・センター事業）実施要綱」を定め、平成 26 年 4 月
1 日から適用することとしたので通知する。

ついては、管内市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）に対し
て周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期され
たい。

別紙

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
実施要綱

1 事業の目的

（略）

2 実施主体

（略）

3 事業の内容及び実施方法

（1）基本事業

①～② （略）

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
の実施について

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）に
ついては、今般、別紙のとおり「子育て援助活動支援事業（ファミ
リ－・サポート・センター事業）実施要綱」を定め、平成 26 年 4 月 1 日
から適用することとしたので通知する。

ついては、管内市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）に対し
て周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期され
たい。

別紙

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
実施要綱

第 1 事業の目的

（略）

第 2 実施主体

（略）

第 3 事業の内容及び実施方法

（1）基本事業

①～② （略）

③ ファミリー・サポート・センターの設置について

ア 本部の設置について

各市町村に1か所設置するものとする。

イ 支部の設置について

政令指定都市については区ごとに1か所、その他の市町村については地域の実情に応じて、本部のほかに支部を設置することができる。なお、支部を設置した場合は、別途加算の対象とする。

④ 実施方法

(略)

(2) 病児・緊急対応強化事業

(略)

(3) ファミリー・サポート・センターにおけるひとり親家庭、低所得者（生活保護世帯、市町村民税非課税世帯）、ダブルケア負担の世帯（育児と親等の介護を同時に行っている世帯）及び障害児、多胎児のいる家庭など、配慮が必要な子育て家庭等（以下「ひとり親家庭等」という。）の利用支援

① 事業内容

ひとり親家庭等に対して利用を支援することにより、ファミリー・サポート・センターの利用促進を図る事業を実施する場合に、別途加算の対象とする。((1) ①ア～ウ又は(2) ①ア～エに加えてひとり親家庭等の全てに対し、②のいずれかの事業を実施することとし、会員数は問わない。なお、事業内容は

③ ファミリー・サポート・センターの設置について

ア 本部の設置について

各市町村に1か所設置するものとする。

イ 支部の設置について

政令指定都市については区ごとに1か所、本部のほかに支部を設置することができる。

④ 実施方法

(略)

(2) 病児・緊急対応強化事業

(略)

(3) ファミリー・サポート・センターにおけるひとり親家庭、低所得者（生活保護世帯、市町村民税非課税世帯）及びダブルケア負担の世帯（育児と親等の介護を同時に行っている世帯）（以下「ひとり親家庭等」という。）の利用支援

① 事業内容

ひとり親家庭等に対して利用を支援することにより、ファミリー・サポート・センターの利用促進を図る事業を実施する場合に、別途加算の対象とする。((1) ①ア～ウ又は(2) ①ア～エに加えてひとり親家庭、低所得者及びダブルケア負担の世帯の全てに対し、②のいずれかの事業を実施することとし、会員

対象によって異なるものとしても構わない。)

② 利用支援の内容

ア ひとり親家庭等がファミリー・サポート・センターを利用する場合、子どもの預かりの援助を行いたい会員を優先して調整

イ ひとり親家庭等がファミリー・サポート・センターを利用する場合、子どもの預かりの援助を行いたい会員の活動時間の制限をなくし、早朝、夜間、宿泊、休日の受入れなどに柔軟に対応

ウ ひとり親家庭等がファミリー・サポート・センターを利用する場合、子どもの預かりの援助を行いたい会員への助成

エ ひとり親家庭等がファミリー・サポート・センターを利用する場合、活動前の事前顔合わせ等について、外出することが困難なひとり親家庭等に対し、自宅等への訪問実施

(4) 預かり手増加のための取組

(略)

4 留意事項

(略)

5 費用

(略)

数は問わない。なお、事業内容は対象によって異なるものとしても構わない。)

② 利用支援の内容

ア ひとり親家庭等がファミリー・サポート・センターを利用する場合、子どもの預かりの援助を行いたい会員を優先して調整

イ ひとり親家庭等がファミリー・サポート・センターを利用する場合、子どもの預かりの援助を行いたい会員の活動時間の制限をなくし、早朝、夜間、宿泊、休日の受入れなどに柔軟に対応

ウ ひとり親家庭等がファミリー・サポート・センターを利用する場合、子どもの預かりの援助を行いたい会員への助成

(新規)

(4) 預かり手増加のための取組

(略)

4 留意事項

(略)

5 費用

(略)

別添1 (略)

別添2

ファミリー・サポート・センター事業における事故の発生状況を踏まえた提供会員の留意事項

(1) (略)

(2) 子どもの転倒事故

提供会員は、子どもの進路につまづきやすいものや段差がないか注意を払うこと。また、帰宅途中は、提供会員と手をつないで帰るなど、転倒させないための工夫をして事故防止に努めること。

さらに、自動車に子どもを乗車させる場合には、シートベルトを着用させること。また、6歳未満の子どもについては、チャイルドシートを使用すること。

(3) (略)

(4) 自転車による事故

子どもを自転車に乗せる場合には、チャイルドシートを使用し、ヘルメットを着用させること。

(5) (略)

別添1 (略)

別添2

ファミリー・サポート・センター事業における事故の発生状況を踏まえた提供会員の留意事項

(1) (略)

(2) 子どもの転倒事故

提供会員は、子どもの進路につまづきやすいものや段差がないか注意を払うこと。また、帰宅途中は、提供会員と手をつないで帰るなど、転倒させないための工夫をして事故防止に努めること。

さらに、自動車に子ども(6歳未満)を乗車させる場合には、チャイルドシート等の使用が義務づけられているので、必ずチャイルドシートに座らせ、シートベルトをしっかり締めること。

(3) (略)

(4) 自転車による事故

子どもを自転車の後ろに乗せる場合には、チャイルドシートを整備すること。

(5) (略)

雇児発 0529 第 17 号
平成 26 年 5 月 29 日
一次改正 雇児発 0521 第 14 号
平成 27 年 5 月 21 日
二次改正 雇児発 0401 第 33 号
平成 28 年 4 月 1 日
三次改正 雇児発 0403 第 31 号
平成 29 年 4 月 3 日
四次改正 子発 0523 第 1 号
平成 30 年 5 月 23 日
五次改正 子発 0329 第 8 号
平成 31 年 3 月 29 日
六次改正 子発 0920 第 4 号
令和元年 9 月 20 日
七次改正 子発 0327 第 6 号
令和 2 年 3 月 27 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

(公 印 省 略)

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
の実施について

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）については、今般、別紙のとおり「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・

センター事業)実施要綱」を定め、平成26年4月1日から適用することとしたので通知する。

については、管内市町村(特別区及び一部事務組合を含む。)に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

別紙

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）実施要綱

1 事業の目的

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進するとともに、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりや、ひとり親家庭等の支援など多様なニーズへの対応を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、市町村(特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。)とする。

なお、市町村が適切と認めた者へ委託等を行うことができる。

3 事業の内容及び実施方法

(1) 基本事業

① 事業内容

ファミリー・サポート・センター（地域において子どもの預かりの援助を受けたい者と援助を行いたい者からなる会員組織をいう。以下同じ。）を設立して以下に掲げる事業を実施する。ただし、以下のうちア～ウについては、全ての事業の実施を必須とし、さらに、会員数については、20人以上とする。

ア 会員の募集、登録その他の会員組織業務

イ 相互援助活動の調整・把握等（事業において事故が発生した場合に、円滑な解決に向け、会員間の連絡等を行うことを含む。）

ウ 会員に対して相互援助活動に必要な知識を付与する講習会の開催

エ 会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会の開催

オ 子育て支援関連施設・事業（乳児院、保育所、児童館、子育て短期支援事業、地域子育て支援拠点事業、病児保育事業等）との連絡調整

② 相互援助活動の内容

相互援助活動の内容は、以下に掲げるア～カ等の子どもの預かりの活動とする。

ア 保育施設の保育開始前や保育終了後の子どもの預かり

イ 保育施設等までの送迎

ウ 放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり

エ 学校の放課後の子どもの預かり

オ 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の子どもの預かり

カ 買い物等外出の際の子どもの預かり

③ ファミリー・サポート・センターの設置について

ア 本部の設置について

各市町村に1か所設置するものとする。

イ 支部の設置について

政令指定都市については区ごとに1か所、その他の市町村については地域の実情に応じて、本部のほかに支部を設置することができる。なお、支部を設置した場合は、別途加算の対象とする。

④ 実施方法

ア アドバイザーの配置について

ファミリー・サポート・センターに、アドバイザー（相互援助活動の調整等の事務を行う者をいう。以下同じ。）を配置すること。

また、ファミリー・サポート・センターの事業規模に応じて、会員の中からサブ・リーダーを配置することは差し支えない。

イ 会則の制定

市町村は、あらかじめ相互援助活動等の実施に必要な事項を規定したファミリー・サポート・センターの会則を制定すること。

ウ 会員の登録

会員の登録に関しては、年度ごとに更新・整理すること。

エ 会員間で行う相互援助活動

会員間で行う相互援助活動は、子どもの預かりの援助を受けたい者と援助を行いたい者との請負又は準委任契約に基づくこと。

オ 保険への加入

会員が行う相互援助活動中の子どもの事故に備え、補償保険に加入するものとする。

カ 子どもの預かりの場所

子どもを預かる場所は、会員の自宅、児童館や地域子育て支援拠点等、子どもの安全が確保できる場所とし、会員間の合意により決定すること。なお、ファミリー・サポート・センターが借り上げた施設における預かりも可能とするが、当該施設の賃借料や備品購入等に係る経費は、補助の対象としない。

また、別添1及び2を参考として提供会員が日頃から注意すべきポイントをチェックリスト形式でまとめたリストを作成し、これを活用して、預かり場所の定期的な安全点検を行い、子どもの事故を防ぐ上での対応が十分でない点を明らかにして改善すること。

キ 預かる子どもの人数

相互援助活動の実施に当たり、一度に預かることができる子どもの人数は、援助を行う会員1人につき、原則として1人とする。なお、やむを得ず複数の子どものみを預かる場合には、援助を行う会員の経験や子どもの年齢等を考慮し、安全面に十分配慮すること。

ク 相互援助活動に対する報酬

相互援助活動に対する報酬は、原則としてその会員間で決定するものであるが、報酬の目安として制度の趣旨、地域の実情等を反映した適正と認められる額を会則等で定めることができるものとする。

ケ 援助を行う会員への講習の実施

AED（自動体外式除細動器）の使用方法や心肺蘇生等の実習を含んだ緊急救命講習及び事故防止に関する講習（安全チェックリストの活用やヒヤリ・ハット事例の検証等を内容とするもの。以下同じ。）について、援助を行う会員全員に対して必ず実施すること（ただし、他の研修等で同内容を受講済みの者で、市町村が適当と認める場合

は、この限りでない。) 。

加えて、預かり中の子どもの安全対策等のため、参考として以下に示す項目、時間を満たした講習を実施し、これを修了した会員が活動を行うよう努めること。

なお、子育て支援員研修のうち、基本研修、地域保育コースの共通専門研修及びファミリー・サポート・センター事業専門研修を全て修了した者も当該講習を修了した者とみなすこととする。

また、前述の子育て支援員研修のうち、基本研修に加え、地域保育コースを既に修了している者（ファミリー・サポート・センター専門研修のみ未修了）については、参考として以下に示す項目のうち、「9事業を円滑に進めるために」のみを受講することによって、当該講習を修了した者とみなすこととする。

(参考：講習カリキュラム)

講座項目	講師	時間（目安）
1 保育の心	保育士・保健師	2時間
2 心の発達とその問題	発達心理の専門家	4時間
3 身体の発育と病気	小児科医	2時間
4 小児看護の基礎知識	看護師・保健師	4時間
5 安全・事故	医師・保健師・保育士	2時間
6 子どもの世話	保健師・保育士	2時間
7 子どもの遊び	保育士	2時間
8 子どもの栄養と食生活	栄養・保育学科栄養学の専門家、 管理栄養士等	3時間
9 事業を円滑に進めるために	ファミリー・サポート・センター アドバイザー等	3時間
合 計		24時間

コ 援助を行う会員へのフォローアップ講習の実施

緊急救命講習及び事故防止に関する講習について、援助を行う会員全員に対して、少なくとも5年に1回必ず実施し、その他のフォロー

アップ講習等の実施も含め、相互援助活動の質の維持、向上に努めること。

なお、講習の実施に係る経費については、子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金の職員の資質向上・人材確保等研修事業のファミリー・サポート・センター事業アドバイザー・援助を行う会員研修事業として交付申請する場合は、補助の対象としない。

サ 複数市町村での合同実施

市町村単独では、事業実施要件（①アからウ及びこれらの事業内容を実施するために必要な④アからオ、会員数20人以上）が満たせない場合は、近隣の市町村と合同で事業の全部を実施することにより、事業実施要件を満たすこととしても差し支えない。ただし、その際、本事業の実施に係る経費については、代表する1市町村に対してのみ補助するものとする。

また、緊急救命講習、事故防止に関する講習等を合同で実施した方が効率的な場合については、近隣の市町村と合同で実施しても差し支えない。

（2）病児・緊急対応強化事業

① 事業内容

病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かり、宿泊を伴う預かり等（以下「病児・病後児の預かり等」という。）に関して以下に掲げる事業を実施する。ただし、以下のうちア～エについては、全ての事業の実施を必須とする。（会員数は問わない。）

なお、「病児」、「病後児」の対象については、以下のとおりとする。

「病児」とは、当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから、集団保育が困難であり、かつ、保護者が勤務等の都合により保育を行うことが困難な児童をいう。

「病後児」とは、病気の回復期にある集団保育が困難であり、かつ、保護者が勤務等の都合により保育を行うことが困難な児童をいう。

ア 会員の募集、登録その他の会員組織業務

イ 相互援助活動の調整・把握等（事業において事故が発生した場合に、円滑な解決に向け、会員間の連絡等を行うことを含む。）

ウ 会員に対して病児・病後児の預かり等の相互援助活動に必要な知識を付与する講習会の開催

エ 医療機関との連携体制の整備

オ 会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会の開催

カ 子育て支援関連施設・事業（乳児院、保育所、児童館、子育て短期支援事業、地域子育て支援拠点事業、病児保育事業等）との連絡調整

② 相互援助活動の内容

相互援助活動の内容は、以下に掲げるア～エ等の病児・緊急対応に関する子どもの預かりの活動とする。ただし、アについては必ず実施することとし、病児及び病後児の双方を対象とすること。

ア 病児及び病後児の預かり

イ 宿泊を伴う子どもの預かり

ウ 早朝・夜間等の緊急時の子どもの預かり

エ 上記に伴う自宅、保育施設、病児・病後児保育施設等への送迎

③ 実施方法

(1) ④ア～クに加えて、以下の方法によること。

ア 援助を行う会員への講習の実施

病児・病後児の預かり等に対応できるよう、(1)④ケの参考に示す項目、時間を満たした講習を実施し、これを修了した会員が活動を行うこと。

なお、子育て支援員研修のうち、基本研修、地域保育コースの共通専門研修及びファミリー・サポート・センター事業専門研修を全て修了した者も当該講習を修了した者とみなすこととする。

また、前述の子育て支援員研修のうち、基本研修に加え、地域保育コースを既に修了している者（ファミリー・サポート・センター専門研修のみ未修了）については、3(1)③ケに示す項目のうち、「9事業を円滑に進めるために」のみを受講することによって、当該講習を修了した者とみなすこととする。

また、援助を行う会員については、フォローアップ講習等の実施により、活動の質の維持、向上に努めること。

イ 医療機関との連携体制の整備

(ア) 市町村長は、都道府県医師会、郡市区医師会等に対し、本事業への協力要請を行い、医療機関との連携体制を十分に整備すること。

(イ) 事業の運営に関し、保健医療面での助言が随時受けられるよう、医療アドバイザーとなる医師をあらかじめ選定すること。

(ウ) 症状の急変等、緊急時に子どもを受け入れてもらう協力医療機関をあらかじめ選定すること。

ウ 依頼の受付体制について

病児・病後児の預かり等に円滑に対応するため、ファミリー・サポート・センターの開所時間の延長、携帯電話による受付、転送電話による受付などにより、1日8時間を超えて依頼の受付を行い、相互援助活動の調整ができる体制をとること。

エ 病児・病後児の預かりについての留意事項

(ア) 預かる前又は預かった後直ちに、かかりつけ医に受診させ、保護者と協議のうえ、預かりの可否を判断すること。

(イ) (1) ④キにかかわらず、病児・病後児の預かりは1人までとすること。

(ウ) アドバイザー等は、病児・病後児の預かりを行う会員、援助を受ける会員、時間、場所、内容を把握し、相互援助活動中に常に連絡のとれる体制をとること。

オ 近隣市町村住民の利用について

地域の利用者の利便性を考慮し、居住・在勤等の条件を付さずに事業実施市町村以外（下記④イの合同実施市町村は含まない）の住民が会員登録・利用できるように会則等を定め、周知するよう努めること。

④ 実施体制

ア 事業の実施については、(1) ①に掲げるファミリー・サポート・センターを設立し、基本事業を実施した上で行うこととする。

ただし、基本事業とは別の会員組織として実施することも差し支えない。

イ 複数市町村での合同実施

市町村単独では、事業実施要件（①のアからエ及びこれらの事業内容を実施するために必要な③のアからエ）が満たせない場合は、近隣の市町村と合同で事業の全部を実施することにより、事業実施要件を満たすこととしても差し支えない。ただし、その際、本事業の実施に係る経費については、代表する1市町村に対してのみ補助するものとする。

また、事業実施要件のうち、講習を合同で実施した方が効率的な場合については、近隣の市町村と合同で実施しても差し支えないこと。

(3) ファミリー・サポート・センターにおけるひとり親家庭、低所得者（生活保護世帯、市町村民税非課税世帯）、ダブルケア負担の世帯（育児と親等の介護を同時に行っている世帯）及び障害児、多胎児のいる家庭など、配慮が必要な子育て家庭等（以下「ひとり親家庭等」という。）の利用支援

① 事業内容

ひとり親家庭等に対して利用を支援することにより、ファミリー・サポート・センターの利用促進を図る事業を実施する場合に、別途加算の対象とする。（（1）①ア～ウ又は（2）①ア～エに加えてひとり親家庭等の全てに対し、②のいずれかの事業を実施することとし、会員数は問わない。なお、事業内容は対象によって異なるものとしても構わない。）

② 利用支援の内容

ア ひとり親家庭等がファミリー・サポート・センターを利用する場合、子どもの預かりの援助を行いたい会員を優先して調整

イ ひとり親家庭等がファミリー・サポート・センターを利用する場合、子どもの預かりの援助を行いたい会員の活動時間の制限をなくし、早朝、夜間、宿泊、休日の受入れなどに柔軟に対応

ウ ひとり親家庭等がファミリー・サポート・センターを利用する場合、子どもの預かりの援助を行いたい会員への助成

エ ひとり親家庭等がファミリー・サポート・センターを利用する場合、活動前の事前顔合わせ等について、外出することが困難なひとり親家庭等に対し、自宅等への訪問実施

(4) 預かり手増加のための取組

① 事業の内容

(1) ①ア及び(2) ①アに加えて、援助を行う会員となりうる者に対し、訪問等による働きかけを行い、援助を行う会員が前年度と比較して下記に示す人数または割合以上に増加した場合に、別途加算の対象とする。

なお、当該年度から新たに事業を開始する市町村については対象外とし、翌年度以降に申請可能とする。

② 加算申請要件

前年度の援助を行う会員数に応じて、以下で示す増加人数または増加割合に達していること。(援助を受ける会員を計上することは不可。)

援助を行う会員数 (前年度値)	増加人数・割合
19 人以下	+2 人以上
20~199 人	+1 割以上
200 人以上	+20 人以上

③ 取組の内容

ア 里親や地域ボランティアを行う者が集う場等に出向き、事業説明を行うとともに、援助を行う会員として登録を勧める。

イ (1) ①アとして実施する新規会員の募集とは別に、現在在籍している援助を受ける会員(退会した者も含む)について、援助を行う会員となりうる者の掘り起こしを行い、個別に登録を勧める。

4 留意事項

(1) 事業に従事する者は、その業務を行うに当たって知り得た個人情報について、業務遂行以外に用いてはならないこと。また、会員に対して、相互援助活動によって知り得た会員又はその家族の個人情報を他人に漏らさ

ないよう周知を図ること。

(2) 活動中に事故が生じた場合には、「特定教育・保育施設等における事故の報告等について（平成29年11月10日付府子本第912号、29初幼教第11号、子保発1110第1号、子子発1110第1号、子家発1110第1号通知）」に従い、必要に応じて速やかに国へ報告すること。

5 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

安全チェックリスト

別添1

活動を始める前に、お子さんにとって危険な場所がないか、このチェックリストを使って確認を行いましょう。

1. 火災や地震の際の避難場所を知っていますか。
2. 119番を呼ぶ際に必要となる情報（活動場所の住所、目印となる建物）について把握していますか。
3. 緊急連絡先（依頼会員、センター、かかりつけ医など）を控えていますか。
4. 階段や段差のあるところには、子どもが落ちないように対策がしてありますか。
5. ドアがバタンと閉まらないような対策がしてありますか。
6. たばこ、ライター、薬、化粧品、洗剤、刃物などを子どもの手の届かないところに置いていますか。
7. 硬貨、ピアスなどの小物、あめ玉、ピーナッツなど子どもが飲み込んでしまうようなものは子どもの手の届かないところに置いていますか。
8. ビニール袋やラップなどを子どもの手の届かないところに置いていますか。
9. 熱いお茶、ポット、鍋、アイロンなどを子どもの手の届かないところに置いていますか。
10. 反射式石油ストーブやファンヒーターなどは、子どもの手の届かないような対策がしてありますか。
11. 浴槽や洗濯機に水を溜めたままにしていませんか。浴室に鍵をかけるなど、子どもが1人では中に入れないような対策がしてありますか。
12. 子どもがベランダや窓から外に飛び出さないように踏み台となるような物を片づけましたか。1人で出ないように鍵をかけましたか。
13. 子どもをベビーベッドなどの高いところに寝かせる場合、転落防止のための対策はとってありますか。
14. 子どもの寝床にぬいぐるみやタオルなど、口や鼻をふさぐ危険があるものを置いていませんか。
15. ブラインドの紐は子どもが首をひっかけてしまわないように、子どもが届かない高さでくくってありますか。

ファミリー・サポート・センター事業における
事故の発生状況を踏まえた提供会員の留意事項

(1) 乳児の扱い

うつぶせに寝かせた時の方が、あおむけ寝の場合に比べてSIDS（乳幼児突然死症候群）の発症率が高いことがわかっており、うつぶせ寝がSIDSを引き起こすものではないが、特段の理由がない限りは、乳児の顔が見えるあおむけに寝かせるようにすること。

また、窒息や誤飲、けがなどの事故を未然に防ぐことになるため、なるべく乳児を一人にしないことや、寝かせ方に対する配慮をすること。

(2) 子どもの転倒事故

提供会員は、子どもの進路につまづきやすいものや段差がないか注意を払うこと。また、帰宅途中は、提供会員と手をつないで帰るなど、転倒させないための工夫をして事故防止に努めること。

さらに、自動車に子どもを乗車させる場合には、シートベルトを着用させること。また、6歳未満の子どもについては、チャイルドシートを使用すること。

(3) 遊具等からの落下事故

鉄棒の上を歩く、うんていの上に登る、ブランコから途中で飛び降りるなど、遊具の誤った使用方法により事故が発生しているので、提供会員は預かり中の子どもに屋外遊具の正しい利用方法を守らせること。

また、事故は子どもから目を離してしまったわずかな時間に発生することも考えられるため、子どもから目を離さないで、子どもの動きに対応できるように留意すること。

(4) 自転車による事故

子どもを自転車に乗せる場合には、チャイルドシートを使用し、ヘルメットを着用させること。

(5) 火気の使用時における接触事故

ストーブ等の火気を使用する場合には、子どもが火気に触れることのないようにガードをつけたり、子どもの手の届かないところに配置すること。